

三次市教育委員会議案第44号

三次市民ホール事業運営委員会規則の一部を改正する規則案を次のように提出する。

令和3年3月22日

三次市教育委員会教育長 松村 智由

三次市民ホール事業運営委員会規則の一部を改正する規則（案）

三次市民ホール事業運営委員会規則（平成26年三次市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

題名中「事業運営」を「運営」に改める。

第1条中「運営を行う」を「適正かつ効果的な運営を図るため」に、「事業運営」を「運営」に改め、「という。）」の次に「を設置し、これ」を加える。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 市民ホールの運営や事業に対する助言を行うこと。

第2条第2号中「育成型事業」を「育成事業」に改める。

第3条第1項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 識見を有する者

(2) 関係機関・団体等の代表又は構成員

第3条第3項本文中「1年」を「3年」に改める。

第4条第2項中「は教育長が務め、」を「及び」に、「うちから教育

委員会が任命」を「互選により選任」に改め、同条第4項を削る。

第5条を削る。

第6条第2項を次のように改める。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第6条第3項を削り、同条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

(庶務)

第6条 運営委員会の庶務は、教育委員会文化と学びの課において処理する。

附則に次の1項を加える。

(最初の会議)

- 5 三次市民ホール事業運営委員会規則の一部を改正する規則（令和3年三次市教育委員会規則第 号）の施行の日以後、最初に開催される会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。